

○富山県内水面漁業調整規則

昭和39年6月1日
富山県規則第38号

富山県内水面漁業調整規則を次のように定め、公布する。

富山県内水面漁業調整規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあいまつて富山県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

第3条 削除

(平12規則8)

(代表者の届出)

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、別記様式第1号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第5条 漁業権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 別記様式第2号
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 別記様式第3号
- (3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 別記様式第4号

(平13規則14・一部改正)

第2章 水産動物の採捕の許可

(水産動物の採捕の許可)

第6条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- (1) 投網
- (2) 流し網

- (3) 刺し網
 - (4) さで網
 - (5) てんから網
 - (6) ほり網
 - (7) う飼漁法
 - (8) あゆころころ釣漁法
 - (9) 押し網
 - (10) たも網(枠の内側の最大幅30センチメートル以下のものを除く。)
 - (11) やす(刺突部の長さ10センチメートル以下のものを除く。)
 - (12) す建網
 - (13) ふくろ網
 - (14) 地びき網(ひきまわし網を含む。)
- (昭42規則38・平22規則1・一部改正)

(許可の申請)

第7条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、別記様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

第8条 削除

(昭58規則32)

(許可の有効期間)

第9条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

- 2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第10条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に別記様式第7号の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

- 2 知事は、許可証の書換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、

当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを交付し、当該許可証の写しを当該申請者又はその従事者に携帯させるものとする。

- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(平12規則8・一部改正)

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第13条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第14条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第15条 採捕の許可を受けた者が、前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第8号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、第7条第2項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、別記様式第9号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第17条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、すみやかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第18条 知事は、次の各号に掲げる場合には、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第15条の許可をしたとき。
- (2) 第16条の規定により書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- (3) 第25条第1項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第19条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前2項の手続をしなければならない。

(平13規則14・一部改正)

(許可をしない場合)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

- (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合
- (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

- 2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平6規則52・一部改正)

(許可の定数)

第21条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁具又は漁法の種類ごとに採捕の許可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。
- 3 知事は、定数を定めたときは、これを告示する。

4 第2項及び前項の規定は、定数を変更し、又は廃止する場合に準用する。

(定数のある許可についての勘案事項)

第22条 定数のある採捕の許可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少くとも次に掲げる事項を勘案して漁具又は漁法ごとに許可の基準を定め、これに従つて許可するものとする。

- (1) 当該水産動物の増殖又は繁殖保護に対する申請者の熱意の程度
- (2) 当該漁場における申請者の経験の程度
- (3) 当該水産動物の採捕に申請者の経済が依存する程度

(許可の取消し)

第23条 知事は、採捕の許可を受けた者が第20条第1項第1号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平6規則52・一部改正)

第24条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(平12規則8・平13規則51・一部改正)

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第25条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取消し、又は採捕を停止させることがある。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の

付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合は、第23条第2項の規定を準用する。

(平6規則52・一部改正)

(許可の失効)

第26条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平13規則14・一部改正)

第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有毒物の遺棄漏せつの禁止)

第27条 水産動植物に有毒な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又はすでに設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭47規則37・一部改正)

(禁止期間)

第28条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	期間
さけ	1月1日から12月31日まで
ます	8月1日から12月31日まで
やまめ	10月1日から翌年2月末日まで
あまご	
いわな	
にじます	
あゆ	10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日まで (神通川(宮川を含む。)上流及び高原川の区域においては、12月1日から翌年6月15日まで)
こい	5月1日から5月31日まで
ふな(ただし、南砺市の赤祖父湖及び桜ヶ池、射水市の薬勝寺池並びに朝日町の棚山池に生息するものを除く。)	5月15日から5月31日まで

2 前項の表及び第30条第2項において「神通川(宮川を含む。)上流及び高原川の区域」とは、次に掲げる基点第1号と基点第2号とを結ぶ線から上流の神通川(宮川を含む。)及び高原川の区域をいう。

(1) 基点第1号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市蟹寺とに架かる新国境橋の左岸下流端

(2) 基点第2号 富山県富山市東猪谷上山割26番地の20北陸電力株式会社牧送電線第22号鉄塔頂点

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭42規則38・昭51規則41・昭55規則1・昭61規則61・平3規則22・平5規則58・平16規則68・平17規則33・平17規則78・一部改正)

(全長等の制限)

第29条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

水産動物	全長
ます、やまめ、あまご、いわな、にじます及びこい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

2 さけ、ます、やまめ、あまご、いわな及びにじますの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物(卵を含む。)又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(昭51規則41・昭55規則1・一部改正)

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第30条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(2) 瀬替え及び江替え

(3) ちよんがけ及びひっかけづり

(4) 火光を利用する漁法

(5) あゆの鉄線たたき

(6) 水門を操作してする漁法

(7) やな

(8) 水中銃

2 前項の規定にかかわらず、神通川(宮川を含む。)上流及び高原川の区域においては、火光を利用する漁法により水産動物を採捕することができる。

(昭55規則1・平5規則58・一部改正)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあつては、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
刺し網	長さ 20メートル以内
流し網	長さ 15メートル以内
てんから網	長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内

(昭55規則1・一部改正)

(禁止区域等)

第32条 次の表の左欄に掲げる河川の同表の右欄に掲げる区域においては、水産動物を採捕してはならない。

河川名	区域
黒部川	愛本えん堤上流端から上流200メートルまで及び同えん堤下流端から下流200メートルまでの区域
早月川	養輪えん堤下流端から下流100メートルまでの区域
上市川	支川郷川下条用水えん堤下流端から上市川合流点までの区域
白岩川	上条用水えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流100メートルまでの区域
神通川	神三ダム下流端から、右岸同ダム下流端から下流360メートルの地点と左岸同ダム下流端から下流570メートルの地点とを結んだ線までの区域
	左岸北陸電力株式会社成子第二発電所放水口下流端から右岸線に引いた垂線から上流20メートルまで及び下流30メートルまでの区域
	支流井田川新田用水頭首工上流端から、八尾発電所吐出口から左岸線に引いた垂線まで及び同頭首工下流端から下流50メートルまでの区域
	支流井田川大坪用水堰の魚道内、同堰上流端から上流10

	メートルまで及び同堰下流端から下流高山本線鉄橋下流端までの区域
	支流井田川合口頭首工の魚道内、同頭首工上流端から上流10メートルまで及び同頭首工下流端から下流50メートルまでの区域
	支流百瀬川日尾第一えん堤下流端から下流15メートルまでの区域
	支流熊野川広田用水えん堤の魚道内、同えん堤上流端から上流20メートルまで及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
	支流熊野川黒牧えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
	支流黒川上瀬戸えん堤下流端から下流150メートルまでの区域
	支流千長原川と支流大双領川の合流点から支流千長原川上流第一谷止工下流端までの区域
	支流合場川牛ヶ首用水頭首工下流端から下流30メートルまでの区域
庄川	小牧ダム下流端から下流300メートルまでの区域
	左岸関西電力株式会社小牧発電所放水路壁取付基部から右岸線に引いた垂線から下流70メートルまでの区域
	合口えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流20メートルまでの区域
	右岸関西電力株式会社雄神発電所放水口と接続する流域で同放水口から下流50メートルまでの区域
	支流和田川十一ヶ堰(和田川用水大戸水門)の魚道内及び同堰から下流200メートルまでの区域
	支流利賀川阿別当えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
小矢部川	小矢部大堰の魚道内、同堰上流端から上流50メートルまで及び同堰下流端から下流200メートルまでの区域
	五位庄えん堤上流端から上流50メートルまで及び同えん堤下流端から下流200メートルまでの区域
	三日市頭首工上流端から上流50メートルまで及び同頭首工下流端から下流200メートルまでの区域

(昭55規則1・全改、昭58規則32・昭63規則24・平3規則22・平18規則84・平22規則1・一部改正)

第33条 次の表の左欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

河川名	区域	期間
黒部川	下黒部橋上流端から上流300メートルまで及び下流200メートルまでの区域	9月20日から10月31日まで
片貝川	本流及び支流布施川において、富山地方鉄道線鉄橋下流端より下流の区域のうち、河口から上流600メートルまでの区域を除く区域	
角川	県道富山滑川魚津線角川橋下流端から北陸本線鉄橋上流端までの区域	
神通川	高速自動車国道北陸自動車道神通川橋下流端から下流720メートルまでの区域	
	左岸北陸電力株式会社岩木排水口上流端から右岸線に引いた垂線から上流50メートルまで及び下流50メートルまでの区域	6月16日から9月30日まで

(昭55規則1・全改、昭63規則24・平3規則22・平5規則30・平19規則1・一部改正)

(河口付近における採捕の制限)

第34条 次の表の河川名の欄に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
黒部川	河口から上流下黒部橋下流端までの区域	手づり及びさおづり(ひっかけづり及びこれに類するものを除く。)以外の漁具又は漁法	2月1日から12月31日まで
吉田川	河口から上流600メートルまでの区域		
片貝川			
神通川			
庄川			

小矢部川			
小川	河口から上流500メートル までの区域		
角川			
早月川			
上市川			
白岩川			
常願寺川			

(昭42規則38・昭55規則1・一部改正)

(河川遮断の制限)

第35条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によつて水産動物を採捕するときは、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。ただし、流し網及び刺し網を使用するときは、流幅の2分の1以上とする。

(移植の制限)

第36条 オオクチバス属(オオクチバス及びコクチバス並びにこれらの亜種を除く。)の魚種(卵を含む。)は、これを移植してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 知事は、第1項の許可をしたときは、申請者に、別記様式第11号による許可証を交付する。
- 5 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。
- 8 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第4項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 10 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第4項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(平5規則30・追加、平22規則1・一部改正)

(試験研究等の適用除外)

第37条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ又は水産動物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究機関による試験研究、学校による教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第12号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、申請者に、別記様式第13号による許可証を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 9 第11条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

(平5規則30・旧第36条繰下・一部改正)

(漁場又は漁具の標識の設置による届出)

第38条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(平5規則30・旧第37条繰下)

(標識の書換え又は再設置等)

第39条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、又は当該標識を亡失し、若しくは破損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は建設し、若しくは設置しなければならない。

(平5規則30・旧第38条繰下)

第4章 罰則

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第6条、第14条、第27条第1項、第28条から第35条まで、第36条第1項若しくは第7項又は第37条第6項の規定に違反した者
- (2) 第13条、第25条第1項又は第36条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)又は第37条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
- (3) 第25条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者
- (4) 第27条第2項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(昭58規則31・一部改正、平5規則30・旧第39条線下・一部改正)

第41条 第11条第1項(第37条第9項において準用する場合を含む。)又は第36条第10項の規定に違反した者は、科料に処する。

(平5規則30・旧第40条線下・一部改正)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第40条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平5規則30・旧第41条線下・一部改正)

第43条 第11条第3項(第37条第9項において準用する場合を含む。)、第12条、第16条、第17条、第19条第1項若しくは第2項、第36条第6項又は第37条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(平5規則30・旧第42条線下・一部改正、平6規則52・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 富山県内水面漁業調整規則(昭和26年富山県規則第55号)(以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定に基づいてした許可その他知事の処分にあつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいてすることができるものに限り、これに基づいてしたものとみなす。

- 4 前項の規定により、この規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の残存期間とする。
- 5 この規則施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。
- 6 この規則施行の際押し網漁業を営んでいる者は、この規則施行の日から起算して30日間は、この規則の規定にかかわらず、許可を受けないで当該漁業を営むことができる。
- 7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和40年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年規則第23号)

この規則は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則(昭和47年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年3月1日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年規則第31号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年規則第32号)

この規則は、昭和58年6月25日から施行する。

附 則(昭和61年規則第61号)

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第24号)

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年5月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月15日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に旧規則の規定により交付された許可証は、当該許可証に記載された期間中は、その効力を有するものとする。

附 則(平成12年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前にした申請又は届出に係るこの規則による改正後の富山県内水面漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の前にこの規則による改正前の富山県内水面漁業調整規則第11条第2項の規定により市町村の長が証明した許可証を写しは、改正後の規則第11条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則(平成13年規則第14号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第51号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第68号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第78号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第84号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(1)(第4条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

代表者選定届	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。	
記	
代表者 住所	
	氏名(法人にあつては、名称)

備考 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第1号(2)(第4条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

代表者変更届	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
	住所
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。	
記	
旧代表者 住所	
	氏名(法人にあつては、名称)
新代表者 住所	

氏名(法人にあつては、名称)

備考 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号(第5条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所 〇〇漁業協同組合 理事 氏名 印
年 月 日富山県告示第〇号によつて公示された内〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内〇第〇号〇〇〇〇漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第3号(第5条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

〇〇漁業免許申請書	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
年 月 日富山県告示第〇号によつて公示された内共(区、定)第〇号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第4号(第5条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

遊漁規則(変更)認可申請書	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所 〇〇漁業協同組合 理事 氏名 印
年 月 日富山県告示第〇号によつて公示された内共第〇号に係る第5種共同漁業権について、別添のよ うに〇〇漁業協同組合内共第〇号第五種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申 請します。	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第5号(第7条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

〇〇網による採捕許可申請書	
	年 月 日
富山県知事 殿	
	住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
下記により水産動物採捕の許可を受けたいので、申請します。	
記	
1 採捕の種類	
2 採捕区域	
3 採捕する水産動物の種類	
4 採捕期間	
5 漁具又は漁法の規模及び数	
6 採捕に従事する者の住所及び氏名	
7 船舶	

備考 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第6号 削除

(昭58規則32)

様式第7号(第10条関係)

(昭40規則39・昭58規則32・一部改正)

10センチメートル	
14センチメートル	許可番号第 号
	〇〇網による採捕許可証
	住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	1 採捕の種類 2 採捕区域 3 採捕期間 4 採捕に従事する者の住所及び氏名 5 船舶 6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 7 制限又は条件 年 月 日
富山県知事 印	

様式第8号(第15条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

〇〇網による採捕許可の内容変更許可申請書
年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇網による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

	項目	現在の許可の内容	変更しようとする内容	

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第9号(第16条関係)

(昭58規則32・平11規則65・一部改正)

〇〇網による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇網による採捕許可証の書換交付を受けたいので、申請します。

記				
1 採捕の種類				
2 許可番号				
3 許可年月日				
4 書換えようとする事項				
	項目	現在の許可証記載事項	書換えようとする内容	
5 書換えを必要とする理由				

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号(第36条関係)

(平5規則30・追加、平11規則65・一部改正)

移植許可申請書	
年 月 日	
富山県知事	殿
住所	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印	
下記により移植の許可を受けたいので、申請します。	
記	
1 移植の目的	
2 移植しようとする魚種の名称及び数量	
kg(尾)	

3	移植しようとする魚種の購入先及び産地
4	移植しようとする区域(河川名又は湖沼名)
5	移植の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6	移植しようとする者の住所及び氏名

備考 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第11号(第36条関係)
(平11規則65・全改)

		許可番号第 号
移植許可証		
		住所
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1	移植魚種の名称	
2	移植魚種の数量	kg(尾)以内
3	移植区域(河川名又は湖沼名)	
4	移植期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	移植者の住所及び氏名	
6	制限又は条件	
		年 月 日

富山県知事

印

様式第12号(第37条関係)

(昭58規則32・一部改正、平5規則30・旧様式第10号繰下・一部改正、平11規則65・一部改正)

特別採捕許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
富山県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 船舶
- 4 採捕しようとする水産動物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

備考 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第13号(第37条関係)

(平11規則65・全改)

許可番号第 号
特別採捕許可証
住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1 適用除外の事項 富山県内水面漁業調整規則第 条第 号
2 採捕する水産動物の種類及び数量
3 採捕の区域
4 採捕の期間
5 使用漁具及び漁法
6 採捕に従事する者の住所及び氏名
7 船舶
8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
9 制限又は条件 年 月 日
富山県知事 印